# TCVB Sustainable Tourism Partnership 会則

本会則は、公益財団法人東京観光財団(以下「TCVB」という。)が運営するTCVB Sustainable Tourism Partnership(以下「本会」という。)への参加に関し、適用する。

#### 第1条(目的)

TCVBが、「持続可能な観光」に関わる情報交換・情報発信をする場を創設し、パートナー企業・団体各々の取組を紹介するとともに、その取組を発展・拡大することで、東京を持続可能な観光・ビジネスイベンツのデスティネーションにすること。

# 第2条(体制)

TCVBは、本会の事務局(以下「本事務局」という。)を設置し、本会の企画・運営を行う。なお、TCVBは、その裁量により、予め本会の参加者に通知して、活動計画を調整することができる。

# 第3条(審査)

本会への参加審査に関しては、所定の様式を受領したのちに本事務局が行い、承認する。

#### 第4条(参加要件)

本会への参加に関しては、申込者が以下の要件を全て満たしている必要がある。

- 1. 都内事業者であること。
- 2. 以下取組項目のいずれか、または、その他GSTC-IやGSTC-D、JSTS-D等の内容に合致する活動を行っていること。

#### (取組項目)

- ・ 環境負荷の軽減
- ・ 地域経済への貢献
- ・ 地域社会との連携
- ・ 文化遺産の保護と活用
- ・ 自然資産保護への貢献
- 3. TCVBの賛助会員であること。

## 第5条(会員)

- 1. 本会の会員は、本会則を承認の上、所定の様式により参加の申込をし、TCVBが承認 した法人、団体又は個人事業主(以下「法人等」という。)とする。
- 2. 会員は、申込書記載の届出事項に変更が生じた場合、遅滞なく変更内容を本事務局に通知する。

# 第6条(会費)

会費は無料とする。

## 第7条(本会の存続期間)

本会は、2023年6月より成立し、本事務局が本会終了の2ヶ月前までに本会の終了 を通知した場合を除き、存続する。

#### 第8条(著作権)

- 1. TCVBが本会の運営を行うにあたり作成した著作物(以下「TCVBの著作物」という。)の著作権はTCVBに帰属する。
- 2. TCVBは、TCVBの著作物の会員による使用を許諾する。ただし、会員がTCVBの著作物を公表、上映、展示、貸与、および公衆送信をする場合は、事前にTCVBの承諾を得ること。

# 第9条 (個人情報の保護義務)

- 1. 本会の個人情報保護方針は、TCVBの定める「個人情報保護方針」に準拠する。
- 2. TCVBは、TCVBの活動等を会員に案内する場合にメールアドレス等の会員情報を利用できる。
- 3. 本条の規定は、本会の存続期間終了後も有効とする。

#### 第10条 (TCVBの責任範囲)

- 1. TCVBは、本会を運営するにつき、本会則および強行法規に定める以外に何らの責任 を負わないものとする。
- 2. 本会の運営に付随して、TCVBより提供された資料、新規著作物等は、提供時点で入手可能な情報その他の状況に基づくものであり、TCVBは、会員がそれらを利用した結果について法的な義務および責任を負わないものとする。

#### 第11条(退会)

会員は、原則として、退会届の提出により退会することができるものとする。退会後又は次条により会員資格が取り消された場合であっても、第8条、第9条、第10条および第13条の規定は適用されるものとする。

# 第12条(会員資格の有効期間)

- 1. 会員資格の有効期間は、第5条1項に基づく承認日から、退会した場合を除き本会の存続期間とする。
- 2. TCVBは、会員が次の各号の一に該当する場合、当該会員に通知の上直ちに本会の会

員資格を取り消し、退会させることができる。

- (1)参加要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (2)他の参加企業・団体又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- (3)本会の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- (4)虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- (5)その他 TCVB が必要であると認めるとき。

# 第13条 (本会則の変更)

TCVBは、本会則を適宜変更できるものとする。本会則を変更したときは、TCVBはすみやかに、会員に対し当該変更を通知する。

# 第14条 (疑義の解決)

本会則に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度会員とTCVBの間で協議し、誠意をもって解決するものとする。

本会則は、令和5年3月31日から施行する。